



国土交通省道路局長 様

三 建 第 62号
平成19年5月7日

三田市長 岡田



中期的な計画の作成にあたっての意見について（具申）

貴職におかれましては、地方自治体の道路事業の整備推進とその為の事業費の確保に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の道路特定財源の見直しにつきましては、昨年に関議決定された「道路整備に対する具体策」が出されて参りましたが、本年度には、「今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画が作成される」と伺っております。

この中期計画を作成されるにあたり、道路整備に関して下記のとおり、私なりの意見を申し上げさせていただきます。

記

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策
 - ・都市計画道路の整備及び幹線市道の整備とあわせた交差点改良により、渋滞解消を進めるための整備予算を確保する必要があると考える。
2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと
 - ・各自治体において、真に必要な道路整備として自治体間をネットワークし、経済活動、特に災害活動に資するに整備路線の優先順位を定め、事業展開を図る必要があると考える。
3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関すること
 - ・幹線道路に対応できる道路維持（橋梁・舗装修繕）事業の新規メニューを創設し、特定財源を充てていく必要があると考える。
 - ・特定財源については、道路関係の目的税であることから、道路関係財源、また道路環境対策に活用することが基本であると考え。
 - ・計画的な道路整備を推進するための補助制度を確保し、堅持していくことが必要であると考え。
 - ・環境対策についての騒音対策や低公害車（ハイブリッド車）の開発、また、代替エネルギーの開発研究に活用する検討が必要であると考え。
 - ・政府が考えている余剰金があれば、他の用途の一般財源に充当するとされているが、現状では、真に必要な道路整備を進める予算の確保が充分でないと考え。